

国立大学法人一橋大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <p style="text-align: center;">計画の予定なし</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">・ <u>一橋大学職員宿舎跡地の土地（東京都国立市東三丁目13番1、14番23、24、25）を譲渡する。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>老朽化に伴う耐震性及び入居率の低下により宿舎を廃止後、当該敷地を更地としたが、今後の利用が見込まれないことから譲渡することとしたため。</p> <p>なお、譲渡予定部分は、従来、福利厚生目的で職員宿舎として活用してきたが、本学では令和4年11月に福利厚生目的の職員宿舎は保有しないことを決定しており、今後従来と同様の用途で活用することはなく、今後当該敷地を他の用途に転用する予定もないことから、譲渡したとしても国立大学法人一橋大学の業務運営上支障がない。</p>